

ふじみ衛生組合  
災害廃棄物処理計画

令和7年3月

---

ふじみ衛生組合

---



## 目次

第1章 計画策定に係る検討・整理	1
第1節 想定する災害と被害の概要	1
第2章 災害廃棄物処理計画	4
第1節 平常時（発災前）	4
第1項 処理計画の策定	4
第2項 災害廃棄物等の処理に関する基本方針	4
第3項 本組合の組織・配備態勢、業務分担、役割	5
第4項 本組合内の情報収集・連絡体制	6
第5項 関係団体との連絡体制の整備	6
第6項 組織市との連携方法の確認	7
第7項 自治体共同処理体制（共同組織）の整備	7
第8項 実務的な業務手順・様式等の整備	8
第9項 がれき等、災害廃棄物の対応策の検討	9
第10項 住民広報	9
第11項 組織市内における処理施設、処理可能量の把握	9
第12項 災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施	10
第13項 施設・設備の運転・点検計画の策定	10
第2節 初動期（発災後）	11
第1項 本組合内体制の整備	11
第2項 施設・設備の被害状況確認	11
第3項 組織市・関係機関との連携	12
第4項 災害廃棄物、生活ごみ、避難所ごみの処理	12
第5項 一時保管場所の設置・運営	12
第6項 運転要員の確保	12
第7項 設備点検・修繕対応の確保	12
第8項 施設稼働電源や稼働に必要な薬剤等物品の確保	13
第9項 住民広報	13
第3節 応急対策期（発災後）	14
第1項 施設状況の集約	14
第2項 災害廃棄物量等の把握	15
第3項 環境モニタリングの実施	15
第4項 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理方針の決定を含む）	16
第5項 施設の維持管理、修繕対応	16
第6項 処理の進行管理	19
第7項 国庫補助金対応	19
第8項 住民広報	19
第4節 災害復旧・復興期（発災後）	20
第1項 被災状況の集約	20
第2項 災害廃棄物量の把握	20
第3項 処理体制の回復・維持	20

第4項	環境モニタリングの実施.....	20
第5項	処理の進行管理.....	21
第6項	補助金対応.....	21
第7項	災害廃棄物処理実行計画の見直し.....	21
第3章	災害廃棄物(災害ごみ・がれき等)の処理に係る調査・検討・整理 .....	22
第1節	発生量の検討.....	22
第1項	災害廃棄物の発生量.....	22
第2項	災害時の生活ごみ等発生量 .....	26
第3項	合計のごみ発生量 .....	26
第2節	処理フローの検討.....	27
第1項	可燃物の処理フロー .....	27
第2項	不燃物の処理フロー .....	27
第3節	組織体制及び事務.....	27
第4節	設備の維持管理 .....	29
第1項	災害発生時.....	29
第2項	平常時.....	29
第5節	情報収集・連絡網の整理 .....	29
第1項	災害発生時.....	29
第2項	平常時.....	30
第6節	協力支援体制の整理 .....	30
第7節	住民への広報手段の整理.....	30

## 第1章 計画策定に係る検討・整理

### 第1節 想定する災害と被害の概要

三鷹市・調布市（以下「組織市」という）の災害廃棄物処理計画で対象とする災害は、表1-1のとおりであり、想定する災害は、表1-2のとおりである。

表1-1 対象とする災害

三鷹市	調布市
地域防災計画で対策上想定すべき自然災害（地震災害、風水害、土砂災害、火山災害等）	地震災害、水害及びその他自然災害とする。地震災害については大規模地震対策措置法第2条第1号の定義どおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災やその他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については、台風などの多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水及び崖崩れなどの被害を対象とする。その他自然災害については、土砂災害、竜巻及び火山災害などの被害を対象とする。

表1-2 想定する災害

	三鷹市	調布市
地震災害	<ul style="list-style-type: none"><li>・都心南部直下地震</li><li>・多摩東部直下地震</li><li>・大正関東地震</li><li>・立川断層帯地震</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・多摩東部直下地震</li></ul>
風水害	<ul style="list-style-type: none"><li>・野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域</li><li>・神田川流域</li><li>・城南地区河川流域</li></ul>	想定せず

三鷹市が想定する地震災害の概要は表 1 - 3 のとおり。

表 1 - 3 三鷹市が想定する地震災害の概要

項目		内容			
想定地震		都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模		M7.3		M8クラス	M7.4
発生確率		今後 30 年以内 70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)		今後 30 年以内 0~6% (180 年から 590 年の発生間隔)	今後 30 年以内 0.5~2%
人的被害 (人)	死者	41	62	14	9
	避難者	21,680	29,960	9,608	6,395
建物被害 (棟)	全壊	538	793	118	57
	半壊	2,398	2,580	1,138	641
	火災	901	1,484	425	344

※被害数は、建物被害が最も多くなる、冬・夕方、風速 8m/s の条件で抜粋した。

※火災については、焼失棟数のうち倒壊建物を含まない被害棟数とした。

出典：三鷹市災害廃棄物処理計画（三鷹市 令和 6 年 3 月）

調布市が想定する地震災害の概要は表 1 - 4 のとおり。

表 1 - 4 調布市が想定する地震災害の概要

条件	想定地震		多摩東部直下地震 マグニチュード 7.3		
	市内の震度		6 強以下		
	想定時期及び時刻		冬の夕方		
	想定風速		風速 8m/秒		
物的被害	建物被害	ゆれによる全壊棟数		669 棟	
		液状化による全壊棟数		5 棟	
		ゆれによる半壊棟数		2,559 棟	
		液状化による半壊棟数		43 棟	
		火災	出火件数		10 件
			焼失棟数（損壊建物を含む）		1,160 棟
	ライフライン被害	上水道断水率		20.5 %	
		下水道管きよ被害率		3.5 %	
		ガス供給停止率		25.2 %	
		電力停電率		5.5 %	
通信不通率		2.5 %			
その他	避難者数		34,277 人		
	帰宅困難者数		22,648 人		
	滞留者数		194,659 人		

出典：調布市災害廃棄物処理計画（調布市 令和 6 年 3 月）

三鷹市が想定する風水害の概要は表 1 - 5 のとおり。

表 1 - 5 三鷹市が想定する風水害の概要

項目		内容		
対象流域		野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	神田川流域	城南地区河川流域
浸水予想区域図の公表日		令和元年6月	平成 30 年3月	平成 30 年 12 月
対象降雨		想定最大規模降雨(1時間 153 ミリ、総降雨量 690 ミリ) ※内水氾濫も含むが、水防法に基づいた被害想定ではない。		
建物被害 (棟)	全壊	32	2	23
	半壊	4,854	233	3,930
	床下浸水	19,204	737	3,903

出典：三鷹市災害廃棄物処理計画（三鷹市 令和 6 年 3 月）

## 第2章 災害廃棄物処理計画

### 第1節 平常時（発災前）

#### 第1項 処理計画の策定

ふじみ衛生組合（以下「本組合」という。）では、首都直下地震をはじめとする巨大地震や大型台風又は集中豪雨による水害などの大規模災害発生時に、多量に発生する災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理する体制を確保し、可能な限りリサイクルすることで、本組合の組織市の市民生活の環境保全及び公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧・復興に資することを目的に災害廃棄物処理計画を策定する。

#### 第2項 災害廃棄物等の処理に関する基本方針

本組合の災害廃棄物等の処理に関する基本方針は、組織市に準じる。組織市の災害廃棄物等の処理に関する基本方針を表2-1、表2-2に示す。

表2-1 三鷹市の基本方針

衛生的な処理	生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、腐敗、悪臭、害虫の発生防止や感染症対策等を考慮し、生活ごみやし尿を最優先としながら適正な処理を行う。
迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、刻々と変化する状況に対応しながら、円滑かつ迅速な処理を行う。
環境に配慮した処理	災害時においても、十分に環境に配慮し災害廃棄物の適正処理を推進する。特に不法投棄や野焼きの防止、アスベストの飛散防止、有害物質の流出等、十分に配慮して行う。
作業上の安全の確保	災害廃棄物の取扱いや仮置場での搬入・搬出作業において、市民や処理従事者、ボランティア等の支援者の安全の確保を徹底する。
リサイクルの推進	災害廃棄物の分別・選別を徹底し、再資源化に努める。
経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択し、経費削減に努める。
市民やボランティアとの協力	災害時の生活ごみ・し尿、不燃ごみ等の排出・分別ルールを分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、市民やボランティアと協力して分別を徹底する。

出典：三鷹市災害廃棄物処理計画（三鷹市 令和6年3月）

表2-2 調布市の基本方針

基本方針	内容
衛生的な処理	災害時は、市民の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する家庭からの生活ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。

迅速な処理	生活衛生の確保、地域復興の観点から、様々な変化に対応しながら迅速な処理を行う。
計画的な処理	災害による道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、集積所を適正に配置する。集積した災害廃棄物は計画的に一次仮置場に搬入する。 災害廃棄物の処理は、近隣区市町村と連携して行う。 災害廃棄物の処理業務から平常の清掃業務に移行する時期等についても十分考慮し、計画的に処理を行う。
環境に配慮した処理	環境に配慮しながら災害廃棄物処理を行う。特に不法投棄や野焼きが無いように十分配慮する。
リサイクルの推進	極力分別収集を行い、リサイクルを推進する。
安全な作業の確保	災害時の清掃業務は、通常と異なり、ごみの組成・量の違い・危険物の混入等が考えられることから、作業の安全性の確保を図る。
経済性に配慮した処理	可能な限り、最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を選択する。

出典：調布市災害廃棄物処理計画（調布市 令和6年3月）

### 第3項 本組合の組織・配備態勢、業務分担、役割

災害廃棄物等の処理は、事前に本組合と組織市の役割を明らかにし、災害時に適正かつ円滑・迅速に処理が行えるよう備えておくことが重要となる。それに加えて構成自治体、近隣区市町村や、東京都、国との情報共有や連携についても確認しておくことが重要となる。

災害に備えて本組合が確認しておくべき役割等を以下に整理する。

表2-3 本組合が事前に確認しておくべき事項

業務	内容
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等の処理に関する計画の策定、見直し</li> <li>・収集運搬等の委託等事業者との連携強化</li> <li>・廃棄物処理施設の耐震化と災害対策</li> </ul>
粗処理及び運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場での重機による分別、整理、粗処理など</li> <li>・二次仮置場での災害廃棄物等の一時的な保管及び中間処理（高度な破碎・選別・焼却）</li> <li>・ごみ処理場等への運搬</li> </ul>
処理・処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理（焼却・破碎等）及び最終処分並びにリサイクルなど</li> </ul>
進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等処理事業（仮置場からの搬出量、処分量の量的管理など）の進捗管理</li> </ul>

出典：「千葉県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月）を参考に作成

#### 第4項 本組合内の情報収集・連絡体制

災害廃棄物等の適正かつ円滑・迅速な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、本組合は廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量等について、次の情報を収集する。

(1) 被害状況

- ・クリーンプラザふじみ
- ・リサイクルセンター

(2) 災害廃棄物等発生量

- ・本組合で処理すべき災害廃棄物等発生量（組織市が算出する災害廃棄物等発生量の見込みで検討）の概算
- ・廃棄物の収集運搬状況
- ・仮置場の確保状況
- ・災害廃棄物等のリサイクル、焼却及び埋立量

災害時には刻々と状況が変化するため、関係各所との連絡を密にし、最新の情報を共有できるようにする。また、そのための連絡体制を構築する。

#### 第5項 関係団体との連絡体制の整備

組織市を含む多摩地域では、ごみ処理の相互支援を目的とした「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」が令和2年4月1日に締結されている。このため、組織市内における関係主体のほか、これらの協定を構成する関係団体とも連絡体制を構築しておく必要がある。なお、民間施設との協力体制も検討していく。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書の概要を表2-4に示す。

表2-4 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書の概要

締結年月日	締結内容	締結先
令和2年4月1日	多摩地域ごみ処理広域支援体制に必要な事項を定めるもの	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合、小平・村山・大和衛生組合、西秋川衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、浅川清流環境組合

## 第6項 組織市との連携方法の確認

災害時における廃棄物処理に係る組織市との連携体制は図2-1のとおりである。

発災時は、廃棄物処理施設での処理について、本組合及び組織市間で連携し、国や都との情報連絡を行う。

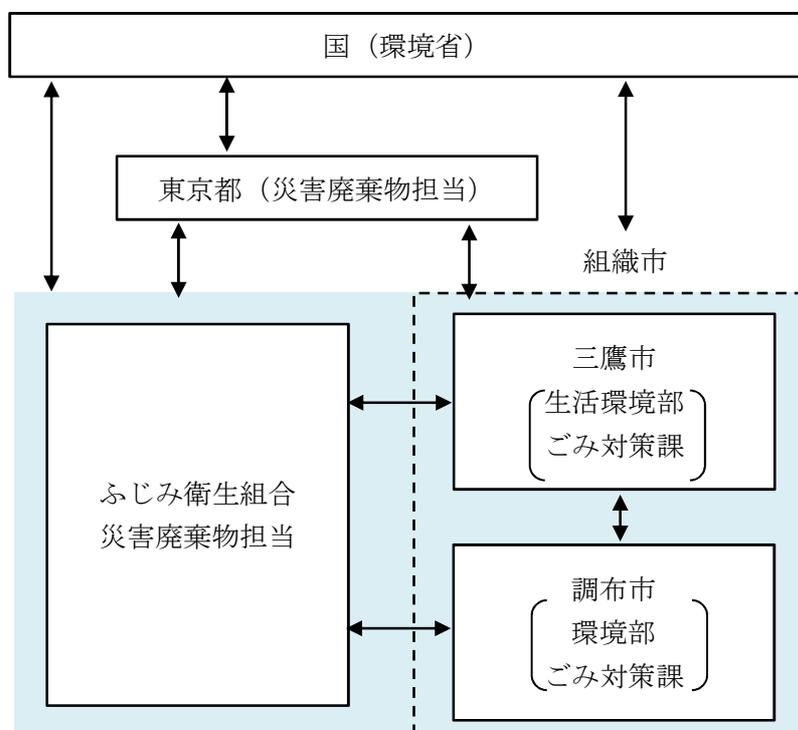


図2-1 組織市との連携体制

## 第7項 自治体共同処理体制（共同組織）の整備

組織市及び本組合においては、発災時に災害廃棄物を合同で処理するための組織（以下「共同組織」という。）を立ち上げるなどの体制整備が必要となる。

発災時に、円滑かつ迅速な立ち上げができるように、共同組織の体制について検討する。あわせて、災害廃棄物の合同処理に関する基本的な考え方や処理方法を記した、合同処理マニュアルを策定する。

また、災害廃棄物の収集・運搬から処理・処分までのフローにおいて、本組合で受入可能な災害廃棄物の種類・性状や処理可能量、仮置場の分別区分、搬入用車両の種類・大きさ等の条件、処理・処分先の受入条件や処理可能量等をあらかじめ組織市と確認・検討しておく。

（確認・検討事項）

- ・被災現場（集積所を含む。）から、処理処分先に直接搬入する場合の受入条件（種類・性状）
- ・生活ごみ・避難所ごみ（携帯トイレ、簡易トイレを含む。）の収集・運搬体制の構築、処理・処分先の調整

## 第8項 実務的な業務手順・様式等の整備

平常時及び発災後に本組合が取り組むべき災害廃棄物処理業務の進め方を表2-5に示す。発災後は第一に本組合職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理に従事する人員を確保する。

表2-5 災害廃棄物処理業務の進め方

平時 (発災前)	①組織体制の構築	
	②役割分担	
	③関連団体との連絡体制	
	④災害廃棄物処理の検討	
	⑤職員への教育訓練、人材の育成・確保	
↓ 		
初動期	発災から 24時間まで	①災害廃棄物処理に関する組織の設置
		②災害廃棄物に関する情報収集
		③災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の算定（暫定量）値の把握
		④災害廃棄物処理体制の整備
	発災から 48時間ないし 72時間まで	①一時保管場所の確保、設置・運用・管理
		②災害廃棄物発生量の推計値の把握
		③燃やせるごみの処理
		④支援の要請、広域体制の確認
		⑤住民への広報
発災後 約1か月まで	①災害廃棄物の処理方針の決定（処理スケジュール・処理フロー等）	
	②災害廃棄物処理実行計画の策定	
	③災害廃棄物処理の進行管理	
応急対策期	①災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し	
	②災害廃棄物処理実行計画の見直し	
	③処理スケジュールの見直し	
	④住民への広報	
	⑤災害廃棄物処理の進行管理	
災害復旧・復興期	①災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し	
	②災害廃棄物処理実行計画の見直し	
	③災害廃棄物処理の進行管理	
	④一時保管場所の閉鎖	
	⑤災害廃棄物処理計画の見直し	

災害廃棄物処理業務を進めるにあたって必要となる様式は、以下のとおり。

- ・従業者安全確認チェックシート
- ・施設被害チェックシート
- ・災害廃棄物搬入量管理シート
- ・災害廃棄物処理量管理シート

- ・災害廃棄物処分先管理シート
- ・資源物売却代金等管理シート

## 第9項 がれき等、災害廃棄物の対応策の検討

がれき等、災害廃棄物は、組織市の仮置場で分別し、そのうち可燃物を本組合で受け入れ、焼却処理する方針とする。不燃系物については、本組合リサイクルセンターの処理能力の範囲内で受け入れ処理する。なお、災害発生時に本組合にて受け入れるごみ種は、通常時に組織市から受け入れているごみ種とする。災害廃棄物の受入の際には、組織市のどちらから搬入されたものであるかを、搬入量とともに管理する。

## 第10項 住民広報

本組合に災害廃棄物の直接搬入は行わないので、そのことを住民等へ広報する必要がある。本組合施設における住民からの問い合わせ対応についても検討しておく必要がある。

また、被災が組織市の両方で発生した場合は、共通のチラシを作成し、広報する。組織市の住民への広報の内容について情報収集して対応する。

## 第11項 組織市内における処理施設、処理可能量の把握

### 1) 一般廃棄物処理施設の現況

組織市に係る一般廃棄物処理施設について、その処理能力等の概要を表2-6に示す。

表2-6 一般廃棄物処理施設の稼働状況

事業主体	処理品目	施設名称	処理能力
ふじみ衛生組合	可燃ごみ	クリーンプラザふじみ	144t/日×2基
	不燃ごみ	リサイクルセンター	71t/5h
	ペットボトルごみ		7.5t/5h
	びん缶ごみ		2.4t/5h
	小型破砕機		3.0t/5h
東京たま広域資源循環組合	焼却残さ(焼却灰)	エコセメント化施設	430t/日

令和5年時点において、リサイクルセンターの整備実施計画が策定されており、整備後の新施設の処理能力等の概要を表2-7に示す。

表2-7 新施設の処理能力

事業主体	処理品目	施設名称	処理能力
ふじみ衛生組合	粗大ごみ	新リサイクルセンター	8t/5h
	不燃ごみ		23t/5h
	プラスチック		40t/5h
	びん・かん		13t/5h
	ペットボトル		11t/5h

### 2) 一般廃棄物処理施設の災害廃棄物処理可能量

焼却処理施設の災害廃棄物処理可能量は表2-8のとおり 20,837t/年となる。なお、リサイ

クルセンターは更新中のため、現在、災害廃棄物の処理能力余力分はない。

表 2 - 8 焼却処理施設の処理可能量の推計結果

施設名称	年間処理量（実績） （t/年度）	公称能力 （t/年）	年間処理能力余力分 （t/年）
クリーンプラザふじみ	75,355	96,192	20,837

※年間処理能力余力分＝災害廃棄物処理能力

### 第 12 項 災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施

災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする研修を行う。

また、担当職員の訓練については、講習会や研修会、演習への参加、各種マニュアル等の配布、視察など定期的な教育訓練を行う必要がある。

### 第 13 項 施設・設備の運転・点検計画の策定

ごみ処理施設が被災した場合において、事前に対応方法を検討することが必要になる。このため、施設・設備の運転・点検計画を策定する。

## 第2節 初動期（発災後）

### 第1項 本組合内体制の整備

災害時には、組織全体で災害廃棄物等の処理に当たることとする。図2-2に災害廃棄物合同処理本部における本組合の組織図（案）を示す。

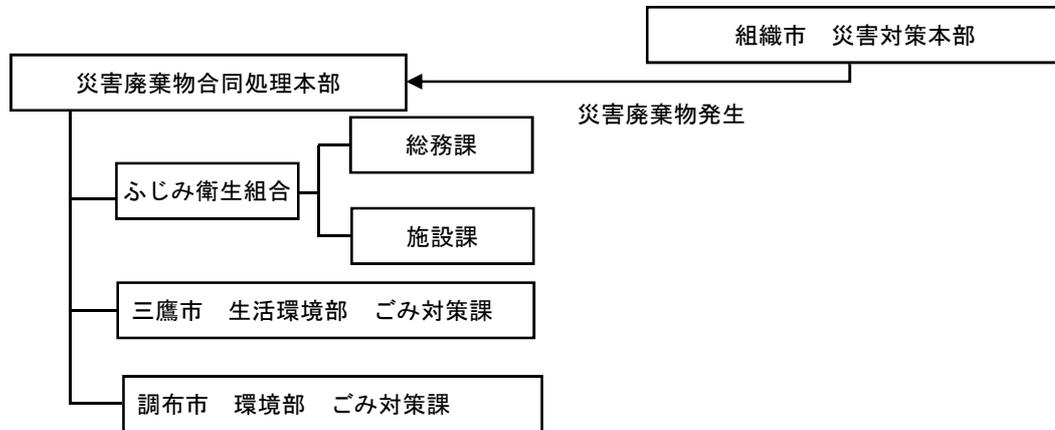


図2-2 災害廃棄物合同処理本部における本組合の組織図（案）

本組合における担当ごとの災害廃棄物等に対する業務内容を、表2-9に示す。

表2-9 担当ごとの業務概要

業務概要	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害状況の把握</li> <li>・構成自治体との連絡調整及び情報収集</li> <li>・災害対応人員の確保</li> <li>・災害廃棄物等のデータ整理</li> <li>・組織市間の受入量の調整</li> <li>・組織市住民等からの問い合わせ対応、組織市の広報の補助</li> </ul>	総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理施設の被災状況の把握及び被災個所の復旧体制等の整備</li> <li>・各種運転資材（用水、燃料、薬品等）の残余量の把握及び必要量の確保</li> <li>・災害廃棄物等の処理</li> <li>・災害廃棄物等の受入体制の整備</li> </ul>	施設課

### 第2項 施設・設備の被害状況確認

施設・設備の被害状況の確認について、表2-10にスケジュール概要を示す。

表2-10 施設・設備の被害状況確認のスケジュール概要

項目	実施事項
緊急点検	ごみ処理施設内においては、重要な二次災害を誘発する恐れのある機器が多く配置されている。そのため、地震発生後に各施設の条件により燃料、劇薬、有毒ガス等の流出防止のため本弁の完全閉止や運転停止等の措置を講じる。
緊急調査	被害の全容と重要性の把握を主目的とする。正確さよりも迅速さに重点を置き、小さな被害にあまりとらわれずに施設の被害状況を確認する。

	緊急調査結果が一応判明した段階において、被害情報の整理・分析を行う。
先遣調査	緊急点検、緊急調査の結果をふまえ、一次調査、二次調査に必要な体制を構築するために、先遣調査を行う。
緊急措置	緊急調査や先遣調査により、重大な被害が見つかり、人的被害に繋がる二次災害や大きな機能障害の発生の危険性が認められた場合には、状況に応じて緊急措置を講じる。 ただし、この段階に応じて速やかに十分な応急復旧工事等を実施することは不可能であることから、工事を伴わない施工管理上の措置が中心となる。

### 第3項 組織市・関係機関との連携

発災後は、本組合と組織市からなる災害廃棄物を合同で処理する合同処理本部を立ち上げ、災害廃棄物の処理を行う。

また、組織市の災害対策本部及び関係部局、協定締結事業者等と情報を共有し、処理の進行管理を行う。

本組合は、災害発生時も東京たま広域資源循環組合へ焼却灰を搬出する予定である。東京たま広域資源循環組合と連携し、エコセメント化施設の処理能力の範囲内にて、処理を依頼する。

### 第4項 災害廃棄物、生活ごみ、避難所ごみの処理

発災時には災害廃棄物を処理するとともに、平常時から発生する生活ごみのほか、避難所ごみの処理も行う。

### 第5項 一時保管場所の設置・運営

発災後に、組織市の仮置場から既に分別された可燃ごみ及び不燃ごみを処理するための一時保管場所を設置する。

一時保管場所では、災害廃棄物の飛散防止対策、環境衛生対策、火災防止対策等に留意するとともに、一時保管場所の作業従事者に対する安全性の確保に努める。

また、一時保管場所を適切に管理するために、不法投棄等の防止対策として、警備員の配置や夜間の出入口の施錠等が必要である。

### 第6項 運転要員の確保

クリーンプラザふじみの運転要員の確保は、業務継続計画に従い、クリーンプラザふじみ運営会社のグループ企業等からの人的支援により行う。また、リサイクルセンターについては、不燃ごみ処理業務を委託している事業者に、人員確保、配置を要請する。

### 第7項 設備点検・修繕対応の確保

災害発生時には、処理施設の損壊あるいは障害の有無について迅速に点検を行う。処理施設が被災した場合は、業務継続計画に従い早期再稼働を目指す。また、復旧するまでに日常の処理を継続するため、部分的な復旧措置や仮施設の設置、外部委託などについて検討する。さらに、国、東京都等と連携し、人的、物的、技術的支援により安定稼働を継続するよう努める。

なお、水害時等、事前に災害発生の恐れが予想される場合は、気象情報について定期的に確認するとともに、大雨、洪水等の警報、注意報を注視し、早い段階から対策を講じる。

## **第8項 施設稼働電源や稼働に必要な薬剤等物品の確保**

施設を稼働させる電源として、非常用発電機の購入、燃料の備蓄等による非常用の電力の確保をすることが望ましい。「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））より、以下のことに留意する。

- ①人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。
- ②停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましい。その際、軽油、重油等の燃料の備蓄等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する。

薬剤等の備蓄については、以下のような対策を検討する。

- ①薬品・危険物類が流出しないよう保管状況の点検、必要に応じて保管場所を変更する。
- ②薬剤等の補給ができなくても運転が継続できるよう、備蓄量は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月）を踏まえ、1週間程度が望ましい。
- ③災害時には、平常時に使用する薬剤や助燃材の供給が停止する可能性があるため、災害用に資機材等を備蓄するためにも入手ルートの確立を行う。
- ④近隣市町村との薬品融通などの連携について取り決めておく。
- ⑤排ガス冷却用のプラント用水を確保する。1週間程度の運転が継続できるよう、取水方法を検討しておく。災害に強い水道配管等の検討も一手法。

## **第9項 住民広報**

発災時は、通信の不通等が想定される。組織市は、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの住民に周知できるよう次の方法で情報の伝達を行う。本組合は、これらの広報の補助を行う。

- ・自治会組織、広報掲示板、広報車の活用
- ・防災無線の活用
- ・避難所への掲示板の設置
- ・ホームページへの掲載
- ・マスメディアへの公表
- ・地域コミュニティ FM の活用
- ・スマートフォン等のアプリによる発信
- ・広報誌の配付

### 第3節 応急対策期（発災後）

#### 第1項 施設状況の集約

本組合は施設の被害及び復旧状況を把握し、整理する。なお、組合施設における電力等、ライフラインの被害及び復旧予想を表2-12、施設内の被害の想定等を表2-13に示す。

表2-12 ライフラインの被害及び復旧予想

区分	被害状況	復旧予想等
上水道	被災直後は、管路被害等により断水する可能性が高い	復旧は3日以内の見込み
下水道	機能しなくなる可能性が高く、水洗トイレの使用が不可になる	復旧は上水道復旧後（1週間程度）
電力	発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高い	復旧は3日以内の見込み その間は非常用発電設備の容量限度内で対応
通信	断線の可能性が高い 輻輳による不通も想定される	復旧には3日から2週間程度要する見込み
ガス	特に被害なし	—

出典：ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ業務継続計画（震災編）

表2-13 施設内の被害の想定等

施設内	現状の耐震対策等	想定被害
事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物は新耐震基準</li> <li>・耐震天井</li> <li>・キャビネット等什器類の耐震対策は実施済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所内は散乱</li> <li>・蛍光灯の落下</li> <li>・PCが落下し損傷する</li> </ul>
研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物は新耐震基準</li> <li>・耐震天井</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・置いてあるものが散乱</li> </ul>
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのバックアップデータ保管あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバが損傷する可能性あり</li> <li>・施設内のネットワークは1週間停止</li> </ul>
中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数のPCを確保</li> <li>・GRCグローバルリモートセンターによる支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCが落下し、損傷する</li> </ul>
プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の扉があるため、一部が開かなくても問題ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の扉が開かない</li> </ul>
ごみピット、クレーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーンの落下防止対策を実施済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は軽微で、緊急点検後に稼働可能</li> </ul>
焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な耐震強度あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部棟瓦脱落が発生する可能性あり</li> </ul>
非常発電機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な耐震強度あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は軽微で、緊急点検後に稼働可能</li> </ul>

蒸気タービン発電機	・十分な耐震強度あり	・被害は軽微で、緊急点検後に稼働可能
触媒反応塔	・十分な耐震強度あり	・被害は軽微で、緊急点検後に稼働可能
集じん装置	・十分な耐震強度あり	・被害は軽微で、緊急点検後に稼働可能
減温塔	・十分な耐震強度あり	・被害は軽微で、緊急点検後に稼働可能
その他配管等	・配管の耐震対策を実施済み	・被害は軽微で、緊急点検後に稼働可能

出典：ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ業務継続計画（震災編）

## 第2項 災害廃棄物量等の把握

発災後における実行計画の策定、緊急時の処理体制の整備のため、組織市は被害状況を踏まえ災害廃棄物の発生量の推計を行う。本組合においては処理可能量の推計を行い、災害廃棄物の処理計画を立てる。

## 第3項 環境モニタリングの実施

災害廃棄物処理現場における労働災害の防止、地域住民の生活環境への影響を未然に防止するため、環境影響の把握や環境モニタリングを行う。環境モニタリングの概要は表2-14のとおりである。

表2-14 環境モニタリングの概要

調査対象	調査項目	懸念される環境影響
廃棄物処理施設、 廃棄物運搬経路、 化学物質等の使用・保管 場所	大気	・一時保管場所での作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生
	騒音・振動	・一時保管場所での作業に伴う騒音・振動 ・一時保管場所への搬入・搬出車両の通行による騒音・振動
	土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の流出
	臭気	・災害廃棄物からの悪臭
	水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 【技18-5】をもとに作成

災害廃棄物等の一時保管場所において、周辺の生活環境への影響や労働災害の防止を図るため必要な環境対策を講じる。

また、定期的に環境測定を実施し環境モニタリングを行い、モニタリングの結果、新たな対策の必要性や現状の対策が不十分と判断される場合は、更なる対策の検討を行い必要な対策を講じることとする。

災害廃棄物への対応に係る環境影響と環境保全策は表2-15のとおりである。

表 2-15 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保管場所での作業における粉じんの飛散</li> <li>・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li> <li>・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水の実施</li> <li>・保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>・周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>・フレコンバッグへの保管</li> <li>・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>・収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li> <li>・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>・一時保管場所の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保管場所での作業に伴う騒音・振動</li> <li>・一時保管場所への搬入・搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>・処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・PCB等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>・水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-5】

#### 第4項 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理方針の決定を含む）

環境省や東京都が策定する処理指針を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を策定する。災害廃棄物処理実行計画は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で策定する。なお、発災時は災害廃棄物量等を十分に把握できないため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を策定する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

#### 第5項 施設の維持管理、修繕対応

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、建屋や電力・上下水道等執務環境の確保が必要である。

このため、事業継続計画では、施設機能について現状や被災による影響、課題を分析の上、事業継続のために必要な対策を検討している。事業継続のための執務環境の確保について、表2-16に示す。

表 2-16 事業継続のための執務環境の確保

建物	現状	<p>○2013年3月竣工で、震度6強に耐えうる構造となっており、倒壊の危険性は低い。</p> <p>※本施設において想定している「多摩直下地震」による地震のマグニチュードはM7.3であるが、本施設の所在地付近の震度は、最大で6弱と推定されている。</p>
	課題	○想定では、本施設の倒壊の可能性は低いとされているが、倒木による被害の恐れがある。
	対策	<p>○発災後、速やかに本施設の被害状況を確認し、使用の可否を判断する。</p> <p>○チェーンソー（2台）、リサイクルセンター作業用重機を活用する。</p> <p>○安全を最優先事項とし無理は厳禁とする。</p>
電力	現状	<p>○本施設を受電系統は1系統である。</p> <p>○被災により、外部からの電源供給がストップした場合は、非常用発電設備により焼却施設のプラント及び建築設備の動力・照明等、保安用に給電する。</p> <p>□非常用発電機 出力：750kVA×1基（6.6kV） 燃料灯油タンク：20,000ℓ×1基 稼働時間：焼却炉立ち下げに必要な量に加え、照明等への電力供給を見込んでいる。</p>
	課題	<p>○焼却炉立上げは、非常用発電設備の能力が不足しているため、困難である。</p> <p>（調布市の電力復旧予測は3日以内の見込み）</p>
	対策	<p>○停電時には、使用機器の制限やエレベーターの稼働停止など、徹底した節電対策に努める。</p> <p>○施設状況、通電を確認後、速やかにプラント再立ち上げを行い、タービン発電機による自家発電電力供給を行う。</p>
水道	現状	<p>○本施設への給水は、調布市からの1系統である。</p> <p>○水道水は、生活用水受水槽から生活用水ポンプにより各所に給水している。</p> <p>なお、ポンプ等は保安用電源に対応している。</p>
	課題	<p>○発災時、水道水は管路の破損等による断水が想定される。</p> <p>本施設の残留水による給水可能日数は、工場棟での定常使用量合計水量の1日分（100m<sup>3</sup>）である。</p> <p>（調布市の上水道復旧予測は3日以内の見込み）</p>
	対策	<p>○断水時には、残留水の給水期間ができるだけ伸長するよう、節水に努める。</p> <p>○必要量を確保できる貯留水槽または、災害時に井水を供給するための井戸と浄水装置を設置する。</p>
下水	現状	<p>○プラント排水を循環使用する。</p> <p>○プラント排水は適正処理後に公共下水道へ排水し、生活排水は直接公共下水道へ排水する。</p>
	課題	○調布市の下水道施設が破損した場合は、排水そのものができなくなる。

	対策	○防災用品内の簡易トイレを使用する。
エレベーター	現状	○本施設のエレベーターはいずれも管制運転機能が備わっているため、発災直後、最寄りの階に着床することから、閉じ込めが発生する可能性は低い。
	課題	○電力消費量が大きいため、保安用電源使用中は、稼働を停止するなど極力動かさないよう努める必要がある。
	対策	○ 管理会社に優先的な点検等を要請し、早期復旧に努める。
通信	現状	○通信用の電源は、一般の電気設備（照明やコンセント等）とは別の配線としている。停電時には、施設用の保安用発電設備から電源を供給することとしている。
	課題	○非常用発電設備が起動しなかった場合は停電用の電話機のみが使用可能となる。その仕組みについて、職員の周知が必要である。
	対策	○停電用の電話機（衛星電話）について、職員に周知を図る。中央制御室を設置場所とし、他の電話と区別しておく。 ○災害用伝言ダイヤル（171）を活用する。
情報システム	現状	○回線終端装置ONUは中央制御室の建築総合盤に配備されている。 ○建築総合盤は機器を収納しているラックを建物に固定し、耐震措置がとられていることから、ハードウェアの損傷の可能性は低い。 ただし、装置が振動により損傷する可能性はゼロとはいえない。 ○情報通信機器に障害がない場合は、建築総合盤が保安用発電設備に接続されていることから、被災により停電になった場合でも稼働でき、各執務室の保安用発電設備系統のコンセント電源を使用すれば、パソコンも使用可能。中央制御室、電算機室にはUPS（無停電電源装置）が備わっており、停電しても正常にシャットダウンするまでの間、電源が供給できる仕組みになっている。
	課題	○中央制御室の機器が保安用発電設備により稼働していない場合、各執務室のパソコンを使えない。 ○UPSによる電力の供給が可能な間に、各システムを正常にシャットダウンさせる必要がある。
	対策	○停電時、UPSによる電力の供給が可能な間に各システムを正常にシャットダウンさせるように職員に周知を図る。UPSから電源を供給するコンセントはマーキング等により、一見して判別できるようにしておく。 ○JFE エンジニアリング横浜本社より JFE グループ各プラントの遠隔操作が可能なグローバルリモートセンター（GRC）を活用する。
非常用飲料等	現状	○組合従業員等 30 人×1 日分、エコサービスふじみ 6 人×3 日分、運転員 23 人×3 日分の避難期間の防災用品を準備している。 ○クリーンプラザふじみ 1F ロビー、3F 廊下自販機の災害ベンダーを活用する。
	課題	○組合、エコサービスでさらなる備蓄ができるように努める。
	対策	○緊急時に職員が十分な量の食料・水等を携帯できるよう、自宅における備蓄の徹底を呼びかける。

薬品類	現状	○用役保管量確認表記載の数量を備蓄している。
	課題	○組合、エコサービスでさらなる備蓄ができるように努める。
	対策	○定期的に備蓄数量を確認する。 ○通常時以外に緊急時の搬入先と連絡を確認する。

出典：ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ業務継続計画（震災編）

## 第6項 処理の進行管理

災害廃棄物処理実行計画に基づき、災害廃棄物の処理及び業務の進行管理を行い、処理実績の公表、要処理量の算定等を適宜行うとともに、必要に応じて人材、資機材の確保を行う。

## 第7項 国庫補助金対応

災害廃棄物処理を円滑に実施するためには、補助金を適正かつ有効に活用していくことが必要となる。補助金の活用には災害査定スケジュールに合わせた書類作成や、積算根拠の明確化等が求められることから、発注事務に長けた土木職の関与が必要となる。

補助金の申請にあたっては、災害等報告書を作成する必要がある。期間も短く、災害直後の多忙な中で作成が行われるものである一方で、限られた時間の中で効率的に実地調査を行うため、的確かつ正確に作成することが重要である。

詳細な作成方法については、「災害関係業務事務処理マニュアル」（環境省、令和5年改定）等に記載されている。

被災した施設の復旧に係る事業については、国庫補助の対象となるため、その申請に係る事務の準備を進める。

## 第8項 住民広報

組織市は、住民に対し、災害廃棄物の仮置場の設置状況、搬入、分別方法、思い出の品の保管状況等の周知を行うとともに、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止を周知する。本組合は、これらの広報の補助を行う。

## 第4節 災害復旧・復興期（発災後）

### 第1項 被災状況の集約

組織市は、災害による被害の情報を集約し、本組合と情報共有を図る。

### 第2項 災害廃棄物量の把握

組織市は、災害廃棄物の処理状況等に応じて定期的に災害廃棄物に発生量、要処理量、処理可能量の見直しを実施する。本組合は、組織市が見直しした発生量、要処理量等を把握する。

### 第3項 処理体制の回復・維持

本組合は、通常の処理体制まで回復させ、災害廃棄物及び通常ごみの処理にあたる。

### 第4項 環境モニタリングの実施

地域住民の生活環境を保全するため、特に発災直後は廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路、化学物質等の使用・保管場所等を対象として環境モニタリングを実施し、被災後の周辺環境の状況について確認を行うとともに地域に対しての情報を提供する。

また、復旧・復興期においては、災害廃棄物処理に起因する周辺環境への影響や労働災害を防止するため、廃棄物処理施設周辺で定期的、計画的に環境モニタリングを実施する。

なお、災害廃棄物処理の進捗に伴いモニタリング内容の見直しを行い、必要に応じて調査項目や調査頻度を変更する。

環境モニタリングの調査内容は表2-17のとおりである。

表2-17 環境モニタリングの調査内容

調査項目		調査場所等	調査頻度等※
大気	浮遊粒子状物質	敷地境界	運営開始後 4回/年
	アスベスト		
	ダイオキシン類		運営開始後 1回/年 (火災による廃棄物がある場合)
騒音・振動		敷地境界	運営開始後 4回/年
臭気	悪臭物質濃度又は臭気指数	敷地境界	運営開始後 4回/年
土壌等	土壌汚染対策法項目	一時保管場所の敷地	運営開始前（採取のみ）
	ダイオキシン類	(1検体/900㎡)	処理終了後
水質	pH	処理排水	放流時 1回/日
	濁度		
	生活環境項目		運営開始後 4回/年
	有害物質		
	ダイオキシン類		

※一時保管場所設置等の状況等を勘案し、必要な調査項目、頻度の設定をする。

## **第5項 処理の進行管理**

---

応急対策期に実施した内容に加え、災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行う。

## **第6項 補助金対応**

---

本組合は、被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害報告書を作成し、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の申請を必要に応じて行う。

## **第7項 災害廃棄物処理実行計画の見直し**

---

災害復旧・復興の段階において、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理過程等に新たな課題が判明する場合がある。処理の進行に伴い、災害廃棄物の発生量や要処理量、処理可能量に見直しが行われた場合等は、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。なお、本組合は、組織市が見直した災害廃棄物処理実行計画の内容を把握する。

## 第3章 災害廃棄物(災害ごみ・がれき等)の処理に係る調査・検討・整理

### 第1節 発生量の検討

#### 第1項 災害廃棄物の発生量

##### 1) 建物全壊棟数と延焼棟数

三鷹市が想定する地震災害の建物被害棟数は表3-1のとおり。

表3-1 三鷹市が想定する地震災害の建物被害棟数

項目	内容			
	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
想定地震	M7.3		M8クラス	M7.4
規模	M7.3		M8クラス	M7.4
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)		今後30年以内 0~6% (180年から590年の発生間隔)	今後30年以内 0.5~2%
人的被害 (人)	死者	41	62	14
	避難者	21,680	29,960	9,608
建物被害 (棟)	全壊	538	793	118
	半壊	2,398	2,580	1,138
	火災	901	1,484	425
				9
				6,395

※被害数は、建物被害が最も多くなる、冬・夕方、風速8m/sの条件で抜粋した。

※火災については、焼失棟数のうち倒壊建物を含まない被害棟数とした。

出典：三鷹市災害廃棄物処理計画（三鷹市 令和6年3月）

調布市が想定する地震災害の建物被害棟数は表3-2のとおり。

表3-2 調布市が想定する地震災害の建物被害棟数

条件	想定地震		多摩東部直下地震
			マグニチュード7.3
	市内の震度		6強以下
	想定時期及び時刻		冬の夕方
想定風速		風速8m/秒	
物的被害	建物被害	ゆれによる全壊棟数	669 棟
		液状化による全壊棟数	5 棟
		ゆれによる半壊棟数	2,559 棟
		液状化による半壊棟数	43 棟
	火災	出火件数	10 件
		焼失棟数（損壊建物を含む）	1,160 棟
		ライフライン被害	上水道断水率
	下水道管きょ被害率	3.5 %	
	ガス供給停止率	25.2 %	
	電力停電率	5.5 %	
	通信不通率	2.5 %	
その他	避難者数		34,277 人
	帰宅困難者数		22,648 人
	滞留者数		194,659 人

出典：調布市災害廃棄物処理計画（調布市 令和6年3月）

## 2) 床上浸水戸数と床下浸水戸数

三鷹市が想定する風水害の建物被害棟数は表3-3のとおり。

表3-3 三鷹市が想定する風水害の概要

項目	内容			
対象流域	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	神田川流域	城南地区河川流域	
浸水予想区域図の公表日	令和元年6月	平成30年3月	平成30年12月	
対象降雨	想定最大規模降雨(1時間153ミリ、総降雨量690ミリ) ※内水氾濫も含むが、水防法に基づいた被害想定ではない。			
建物被害(棟)	全壊	32	2	23
	半壊	4,854	233	3,930
	床下浸水	19,204	737	3,903

出典：三鷹市災害廃棄物処理計画（三鷹市 令和6年3月）

なお、調布市は、風水害の建物被害棟数を想定していない。

## 3) 災害廃棄物の分別区分ごとの推計発生量

三鷹市の災害廃棄物の分別区分ごとの推計発生量を表3-4～3-7に示す。

なお、片付けごみの推計量は災害廃棄物発生量の内数としている。

### ① 災害廃棄物発生量(全体)推計

表3-4 災害廃棄物発生量の推計結果（地震）

[単位：t]

	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
柱角材	35,152	49,595	13,687	9,016
可燃物	12,407	17,504	4,831	3,182
不燃物	68,925	97,244	26,837	17,679
コンクリートがら	111,429	157,212	43,386	28,580
金属くず	1,838	2,593	716	471
合計	229,751	324,148	89,456	58,928

※四捨五入により、合計は合わない場合がある。

出典：三鷹市災害廃棄物処理計画（三鷹市 令和6年3月）

表 3 - 5 災害廃棄物発生量の推計結果（風水害）

[単位：t]

	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	神田川流域	城南地区河川流域
柱角材	8,634	77	527
可燃物	8,533	77	520
不燃物	21,384	192	1,304
コンクリートがら	30,118	270	1,837
金属くず	1,406	13	86
その他	1,205	11	73
土砂	29,114	261	1,776
合計	100,394	900	6,123

※四捨五入により、合計は合わない場合がある。

出典：三鷹市災害廃棄物処理計画（三鷹市 令和 6 年 3 月）

②片付けごみ推計量

表 3 - 6 片付けごみの推計結果（地震）

[単位：t]

	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
柱角材	1,124	1,291	481	268
可燃物	397	456	170	95
不燃物	2,204	2,531	944	525
コンクリートがら	3,562	4,092	1,525	849
金属くず	59	68	25	14
合計	7,345	8,438	3,145	1,750

※四捨五入により、合計は合わない場合がある。

出典：三鷹市災害廃棄物処理計画（三鷹市 令和 6 年 3 月）

表 3-7 片付けごみの推計結果（風水害）

[単位：t]

	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	神田川流域	城南地区河川流域
柱角材	3,522	43	283
可燃物	3,481	43	279
不燃物	8,724	107	700
コンクリートがら	12,287	150	986
金属くず	573	7	46
その他	491	6	39
土砂	11,877	145	953
合計	40,956	500	3,288

※四捨五入により、合計は合わない場合がある。

出典：三鷹市災害廃棄物処理計画（三鷹市 令和6年3月）

調布市の災害廃棄物の分別区分ごとの推計発生量を表3-8に示す。

表 3-8 多摩東部直下地震（冬の夕方）の災害廃棄物発生量推計

区分			値		
建物被害	全壊棟数	全体	675 棟		
		木造	568 棟		
		非木造	107 棟		
	半壊棟数	全体	2,603 棟		
		木造	2,221 棟		
		非木造	382 棟		
	焼失棟数	全体	1,160 棟		
	災害がれき発生量	被害要因別内訳		木造がれき発生量	106,726 t
				非木造がれき発生量	189,052 t
焼失がれき発生量				28,272 t	
		合計	324,078 t		
種類別内訳		重量	木くず	27,908 t	
			その他（可燃）	4,754 t	
			金属くず	9,688 t	
			コンクリートがら	247,068 t	
			その他（不燃）	34,660 t	
	合計		324,078 t		

注）小数点以下の四捨五入により合計は合わないところがある。

出典：調布市災害廃棄物処理計画（調布市 令和6年3月）

## 第2項 災害時の生活ごみ等発生量

多摩東部直下地震が発生した場合の組織市の生活ごみ発生量及び避難所ごみ発生量を表3-9に示す。

表3-9 生活ごみ発生量及び避難所ごみ発生量

組織市	生活ごみ発生量	避難所ごみ発生量
三鷹市	112.0t/日	15.7t/日
調布市	145.2t/日	20.0t/日

## 第3項 合計のごみ発生量

多摩東部直下地震が発生した場合の組織市の災害廃棄物発生量及び災害時の生活ごみ発生量、避難所ごみ発生量の合計を表3-10、表3-11に示す。

なお、P16 第4項に記載のとおり、発災時は災害廃棄物量を十分に把握できないため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を策定する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

表3-10 災害廃棄物発生量及び生活ごみ発生量、避難所ごみ発生量（可燃物）の合計

組織市	災害廃棄物発生量 （可燃物）	生活ごみ発生量 （可燃物）	避難所ごみ発生量 （可燃物）	合計 （可燃物）
三鷹市	16.0 t/日	88.5t/日	15.7t/日	120.2t/日
調布市	29.8 t/日	114.7t/日	20.0t/日	164.5t/日
合計	45.8 t/日	203.2t/日	35.7t/日	284.7t/日

※災害廃棄物発生量は処理期間（3年）で発生量を割り、1日の処理目安量を算出した。

※生活ごみは搬入量の実績（令和5年度）により可燃物と不燃物の割合を出して按分した。

※避難所ごみは全量を可燃物とした。

表3-11 災害廃棄物発生量及び生活ごみ発生量（不燃物）の合計

組織市	災害廃棄物発生量 （不燃物）	生活ごみ発生量 （不燃物）	合計 （不燃物）
三鷹市	88.8 t/日	23.5t/日	112.3t/日
調布市	40.5 t/日	30.5t/日	71.0t/日
合計	129.3 t/日	54.0t/日	183.3t/日

※災害廃棄物発生量は処理期間（3年）で発生量を割り、1日の処理目安量を算出した。

※生活ごみは搬入量の実績（令和5年度）により可燃物と不燃物の割合を出して按分した。

※避難所ごみは全量を可燃物とした。

## 第2節 処理フローの検討

### 第1項 可燃物の処理フロー

組織市で発生した災害廃棄物のうち、可燃物はクリーンプラザふじみで焼却処理し、東京たま広域資源循環組合でエコセメント化する。

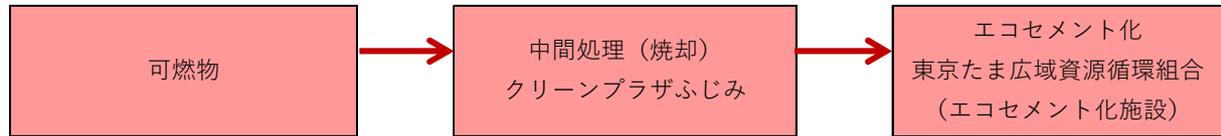


図3-1 可燃物の処理フロー

### 第2項 不燃物の処理フロー

組織市で発生した災害廃棄物のうち、不燃物は、可能な限りリサイクルセンターで破碎選別等の中間処理を行う。破碎選別等が行われた不燃物は、焼却、再資源化、最終処分と適正に処理・処分する。

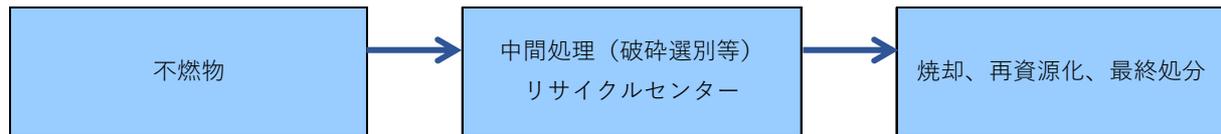


図3-2 不燃物の処理フロー

## 第3節 組織体制及び事務

本組合における組織体制及び事務については、第2章第2節第1項に示すとおり。組織市と本組合との主な役割分担を整理すると、表3-12のとおりとなる。

表3-12 組織市と本組合との主な役割分担

時期	組織市	本組合
発災前 (平常時対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>災害廃棄物処理計画の周知徹底</li> <li>資機材の保有状況の定期的な確認</li> <li>有害物質の保管場所の情報収集</li> <li>住民及び事業者への広報</li> <li>仮置場候補地のリスト作成</li> <li>仮置場候補地の確保</li> <li>災害廃棄物処理に関する組合との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の処理方法及び施設内での一時保管方法等の確立</li> <li>許可業者及び直接搬入者に対する広報</li> <li>災害廃棄物の処理方法等に関する現場職員への周知徹底</li> <li>災害時の支援協定の締結</li> <li>廃棄物処理施設の災害対応力の強化</li> <li>組織市が実施する広報の補助</li> </ul>
緊急時対応 (初動行動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応組織の立上げ、指揮命令系統の確立、外部との連絡手段の確保</li> <li>被害状況の把握、被害状況の都への報告</li> <li>関係団体等への協力・支援要請</li> <li>警察、消防、自衛隊との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応組織の立上げ、指揮命令系統の確立、外部との連絡手段の確保</li> <li>廃棄物処理施設の被害状況の把握</li> <li>各種資材（用水、燃料、薬品等）の残余量の把握及び確保</li> <li>施設内の一時保管場所の設置</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去</li> <li>・ごみ処理施設、し尿処理施設の被害状況の把握</li> <li>・仮設トイレの確保、設置、管理</li> <li>・住民及び事業者への指導（分別方法、仮置場での排出ルール等）</li> <li>・仮置場の設置</li> <li>・収集運搬ルート確保（施設まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可業者及び直接搬入者に対する指導</li> <li>・施設内の一時保管場所からの運搬作業</li> <li>・構内作業車両（委託業者等含む）の被害状況の確認及び確保</li> </ul>
緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量、処理可能量の推計</li> <li>・災害廃棄物の収集運搬体制の確保</li> <li>・腐敗性廃棄物の優先処理</li> <li>・感染性廃棄物への対応</li> <li>・仮置場の開設、運営</li> <li>・倒壊の恐れがある建物の優先解体</li> <li>・有害性のある災害廃棄物の優先的な回収と処理先の確保</li> <li>・必要に応じ、二次仮置場の開設、運営</li> <li>・処理スケジュールの検討</li> <li>・仮置場周辺等の環境モニタリング</li> <li>・解体が必要な建物の解体</li> <li>・災害廃棄物の破碎、選別による再資源化、焼却、最終処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物及び一般ごみの処理を継続</li> <li>・施設内の一時保管場所の開設、維持管理及び環境モニタリングの実施</li> <li>・搬入量、処理量等の把握</li> </ul>
復旧・復興時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の広域処理をする場合の運搬体制の確保</li> <li>・仮置場の復旧、返却</li> <li>・避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの撤去</li> <li>・補助金申請等に関する事務手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内一時保管場所の復旧</li> <li>・災害廃棄物量の統計整理</li> </ul>

## 第4節 設備の維持管理

### 第1項 災害発生時

施設の運営・管理担当者は、施設を安全に一時停止させ、災害の状況、施設の被害状況及び操業再開時期等の情報を集約する。

また、施設の復旧工事等が必要となった場合は、プラントメーカーに連絡、協議を行い、早期再稼働を目指す。被災した施設の復旧に係る事業については、国庫補助の対象となるため、その申請に係る事務の準備を併せて進める。

### 第2項 平常時

- ①一般廃棄物処理施設の耐震化を推進、設備の損壊防止対策を実施するよう努める。
- ②洪水ハザードマップ等に基づき、防水壁の設置や地盤の嵩上げを検討し、重要機器や受配電設備等は想定される浸水深以上に配置する等の浸水対策を図る。
- ③非常用発電設備の設置・整備や補修等に必要な資機材、燃料、排ガス処理に使用する薬品類、冷却水の備蓄を行い、災害発生時にも処理が継続できるよう努める。

## 第5節 情報収集・連絡網の整理

### 第1項 災害発生時

表3-13に示した「災害廃棄物の処理に必要な情報と時期」を入手する。

表3-13 災害廃棄物の処理に必要な情報と時期

	必要な情報	時期区分
生活 ごみ ・ 避難所 ごみ	◆避難所の開設場所、開設数、避難所ごとの避難者数	初動期～
	◆避難所ごみの発生量（推計値）	初動期～
	◆道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動期～
	◆ごみ収集運搬車両の被災状況と稼働台数	初動期～
	◆ごみ集積所（ごみステーション）の状況（ごみの排出状況）	初動期～
	◆一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動期～
	◆最終処分場の被災状況と搬入可否、復旧見通し	初動期～
災害 廃棄物	◆道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動期～
	◆建物の被災状況（全壊、半壊、消失棟数、床上浸水、床下浸水）	初動期～
	◆一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動期～
	◆最終処分場の被災状況と搬入可否、復旧見通し	初動期～
	◆空地の被災状況	初動期～
	◆一時仮置場の情報（設置場所、面積、逼迫状況等）	初動期～
	◆重機、収集運搬車両等の確保状況	初動期～
	◆建物の撤去等の状況（撤去棟数、撤去済棟数）	応急対策期～
	◆災害廃棄物の発生量、広域処理必要量	応急対策期～
	◆一時仮置場の災害廃棄物の保管状況	応急対策期～
	◆一時仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	応急対策期～
	◆り災証明書の発行状況	災害復旧・復興期～
	◆二次仮置場の情報（設置場所、面積、逼迫状況等）	災害復旧・復興期～
	◆二次仮置場の災害廃棄物の保管状況	災害復旧・復興期～
◆二次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	災害復旧・復興期～	

## 第2項 平常時

- ①連絡窓口一覧表を作成し、随時更新を図り、組織市及び東京都と共有する。
- ②電子メール、SNS、電話、防災無線（地上系無線、移動系無線、中継用無線）衛星電話等を整備し、複数の連絡手段を準備する。また、非常用電源等を確保する。
- ③情報機器及び周辺機器は、水害等の被害に遭わない場所に設置する。
- ④収集運搬業者、プラントメーカー等の関係者等との連絡窓口一覧表を作成し、随時、更新をする。

## 第6節 協力支援体制の整理

東京都や国・専門機関、廃棄物処理事業者等の民間事業者団体等、各主体との連携体制を構築し、災害廃棄物の処理を進める。その他に、警察、消防、自衛隊等とも連携して対応に当たる。

「主な関係主体と支援内容の例」を表3-14に示す。

表3-14 主な関係主体と支援内容の例

主な関係主体	支援内容（例）
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆組織市間の連携のための調整</li> <li>◆収集運搬・処理に関する環境省・業界団体等への支援要請</li> <li>◆災害廃棄物処理に関する技術的助言</li> <li>◆仮置場としての所有地の提供等</li> </ul>
東京都産業資源循環協会 (東京都と災害協定締結)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活ごみ、避難所ごみ、災害廃棄物の収集運搬のための人員・車両の派遣、仮置場や処理施設への収運搬の実施</li> <li>◆仮置場の管理・運営、荷下ろし補助、重機等の資機材の提供</li> <li>◆災害廃棄物の処理（広域処理を含む）</li> </ul>
組織市の社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆廃棄物の分別に関数災害ボランティアへの周知</li> </ul>
国 専門機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広域処理に関する調整</li> <li>◆災害廃棄物処理に関する技術的助言</li> <li>◆補助金・査定対応等の事務対応に関する指導・助言</li> </ul>

## 第7節 住民への広報手段の整理

組織市は、ごみの排出、収集運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼働状況等、被災者（外国人を含む）や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を実施する。本組合においては、これらの広報の補助を行う。

- ①組織市は、被災地における生活環境の保全、適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理の推進のため、住民や災害ボランティア、事業者に対して効率的に情報伝達が行えるよう、関係部局と協議の上、様々な媒体を活用して周知・広報を行う。
- ②水害発生時は、浸水被害等により自宅内の通信機器が全て使用できない状況となる住民も想定し、公式サイトによる周知・広報だけでなく、避難所への掲示や防災行政無線等による周知を実施する。

なお、表3-15に情報提供の媒体と情報の内容（例）を示す。

表 3-15 情報提供の媒体と情報の内容 (例)

情報提供の媒体	情報の内容
①公式サイト	◆生ごみ、資源ごみ等の収集日・収集回数の変更
②広報誌	◆住民が搬入できる仮置場等の場所、搬入時間、搬入期間、搬入に必要なもの等
③SNS	◆災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類、搬入可能なもの
④掲示板	◆家電 4 品目の排出・搬入方法
⑤回覧板	◆家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物、有害ごみやアスベスト、PCB 含有機器等の有害廃棄物の 取扱方法
⑥ケーブルテレビ	◆不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止
⑦防災行政無線	◆便乗ごみの排出・搬入禁止
⑧広報車	◆損壊家屋の撤去等に関する問合せ窓口
⑨その他	◆災害ボランティア支援依頼窓口
	◆ごみ出しが困難な身体障がい者、高齢者への支援方法